

足立区立大谷田小学校開かれた学校づくり協議会要綱

- 第1（名称）本会は、「足立区立大谷田小学校開かれた学校づくり協議会」と称する。
- 第2（目的）本会は、開かれた学校づくりの趣旨に則り、学校、家庭、地域が一体となって、それぞれの責任と役割を果たせるよう、学校を支え、支援することを目的とする。
- 一 大谷田小学校の教育方針への理解と支援を通し、「大谷田小の児童は地域で見守り、育てる」という体制を作る。
 - 二 児童との「触れ合い」を通じて、学校生活が一層楽しく健やかに育つように支援する。
- 第3（組織）本会は、校長、副校長のほか、次に掲げる者の中から、校長が推薦し、教育委員会が委嘱した委員をもって組織する。
- 一 保護者（P T A）
 - 二 児童、生徒の健全育成にかかわる活動をする機関・団体の長、または長の推薦する者
 - 三 地域の有識者
 - 四 教職員
 - 五 その他校長が必要と判断する者
- 2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満とならないように努めなければならない。
- 第4（任期）委員の任期は、委嘱された日から当該年度の3月31日までの期間とし、再任を妨げない。ただし、職をもって充てられる委員の場合は、その任にある期間とする。
- 第5（役員）本会に次の役員を置く。会長は校長の推薦によってこれを定める。他の役員については、会長が定める。
- 一 会長（1名）
 - 二 副会長（若干名）
 - 三 部会長（第12の2により部会を設置したとき）
- 2 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。
- 4 会長退任者を顧問としておくことができる。
- 第6（運営委員会）本会に運営委員会をおく。
- 2 運営委員会は、本会役員、P T A会長、学校長、副校長の他、本会委員、教職員の中から、校長が推薦する者をもって構成する。
 - 3 運営委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「足立区学校運営協議会規則」に基づく学校運営協議会として位置づけることができる。
 - 4 運営委員会の運営等の詳細については、別途定めることとする。
- 第7（会の開催）本会の開催は会長が招集し、学期に一回以上の定例会を開催することとする。また、必要に応じて臨時会を開催することができる。

第8（意見の聴取）会長は、必要に応じて、定例会等において教職員及びPTA並びに児童等の出席を求め、その意見を聴く機会を設けるように努めなければならない。

第9（会の公開）定例会等は、原則として公開とする。ただし、会長が必要とする場合には、会長の判断により、非公開とすることができる。

第10（会議録の作成）会議の場所、日時及びその内容について、会議録を作成するものとする。

第11（決議）本会の議事は、総委員の3分の2以上により決議する。

第12（活動内容）本会の目的を達成するために以下の活動を行う。

- 一 学校の教育活動と家庭・地域・諸機関の役割を明らかにするとともに、一層の連携を図り、地域の人材についての情報提供を行うなど、地域の教育力を生かした教育の充実を図る。
- 二 学校運営についての意見や要望、助言を行うとともに、その評価を行う。
- 三 児童・生徒の意見や要望を反映した授業の工夫や改善を行う授業評価についての助言を行う。
- 四 その他本会の目的を達成するための必要な活動を推進する。

2 本会は、前項の活動を遂行するために必要な部会を設置し、各部1名の部会長を置くことができる。

第13（補助金の経理）協議会の活動にかかる経費のうち、補助金については以下の通り行う。

- 一 教育委員会より交付された補助金については、各交付要綱に基づき執行する。
- 二 帳簿及び証拠書類の保存年限は、当該年度の翌年から5年とする。

第14（秘密の保持）本会の活動を通じて知り得た個人情報等は他に漏らしてはならない。

第15（事務局）本会の事務を処理するために、学校内に事務局を置く。事務局は、本会委員及び学校長の選任した者をもって組織する。

第16（委任）この要綱に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附則 本要綱は、平成25年2月1日から施行する。